

**新型コロナウイルス感染防止における
障害及び高齢サービス事業所への
衛生管理に関する巡回訪問**

◆◆ 第1回 報告会 ◆◆

令和3年12月10日(金) 10:00~11:00

横浜市健康福祉局

障害施策推進課

高齢施設課

介護事業指導課

株式会社ダスキン

はじめに

◎横浜市あいさつ(約5分)

【1】巡回訪問の実施結果報告について(約20分)

【2】事業者からの御質問・御要望について(約20分)

【3】今後の流れについて(約10分)

◎横浜市からのお知らせ(約5分)

**新型コロナウイルス感染防止における
障害及び高齢サービス事業所への
衛生管理に関する巡回訪問**

横浜市あいさつ

横浜市健康福祉局 障害福祉保健部
障害施策推進課 課長 佐渡 美佐子

**新型コロナウイルス感染防止における
障害及び高齢サービス事業所への
衛生管理に関する巡回訪問**

【1】巡回訪問の実施結果報告について

株式会社ダスキン 岡馬 弘一郎

【1】巡回訪問の実施結果報告について

〈訪問ヒアリング内容〉

1. マネジメント （マニュアル整備、スタッフ管理体制等）
2. 職員への対応 （職員の感染予防対策、健康管理、PPE着脱等）
3. 利用者への対応 （利用者の感染予防対策、健康管理等）
4. 環境への対応 （施設における消毒や換気の状態等）
5. 面会者、委託業者への対応 （施設内立入り時の管理状況等）
6. 業務継続計画(BCP)の作成状況 ※高齢サービス事業所のみ

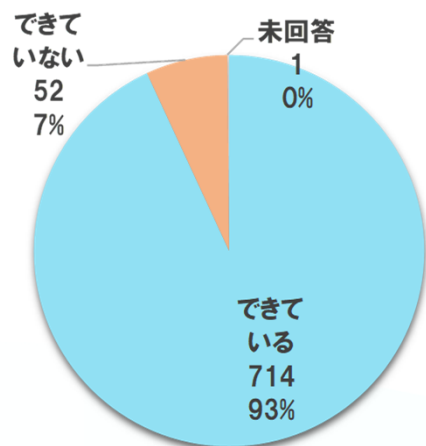
【1】巡回訪問の実施結果報告について

1. マネジメント

① COVID-19発生時の対応マニュアルが作成・更新されている。

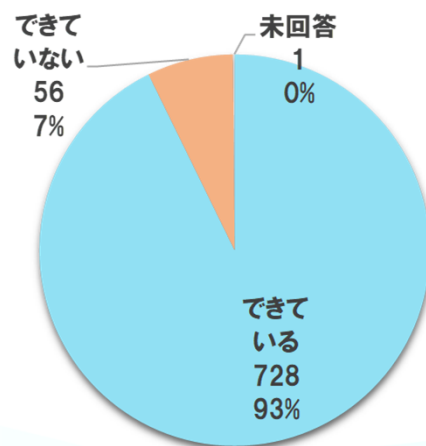
障害サービス事業所、高齢サービス事業所ともに約93%と数多くの事業者様でマニュアル作成をされていますが、更新は十分できていないところがいくつか見受けられます。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(マニュアル整備のできている場合のご意見)

- 行政のマニュアルを参考にして作成
- 厚労省から指示があればその都度更新
- 実際の陽性者対応を基に作成

(マニュアル整備ができていない主な理由)

- 基準となるマニュアルがわかりづらい
- 日々の業務に追われて更新する時間がない

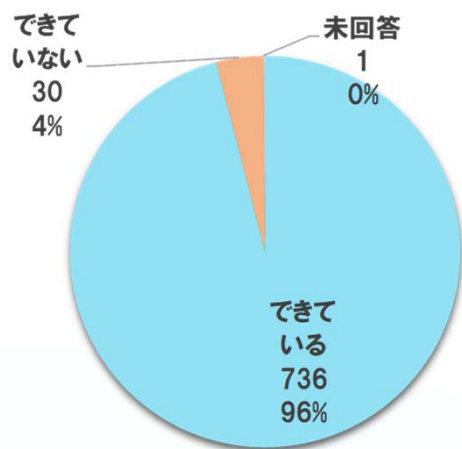
【1】巡回訪問の実施結果報告について

1.マネジメント

②情報共有方法が構築され、スタッフ全員に周知されている。

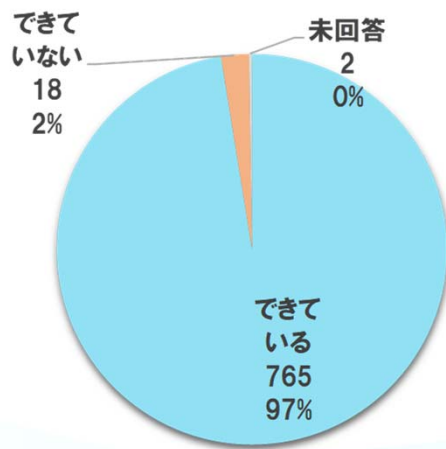
障害サービス事業所 約96%、高齢サービス事業所 約97%と数多くの事業者様で会議およびSNSや連絡ノートを活用し、情報共有を徹底されています。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(有効な情報共有方法)

- 会議、掲示板、連絡ノート、回覧
- LINE、LINEワークス、シェアポイント など

(情報共有がされていない主な理由)

- 全体会議ができない
- 連絡ノートはあるが、量が多くモレが出る
- マニュアルがない

【1】巡回訪問の実施結果報告について

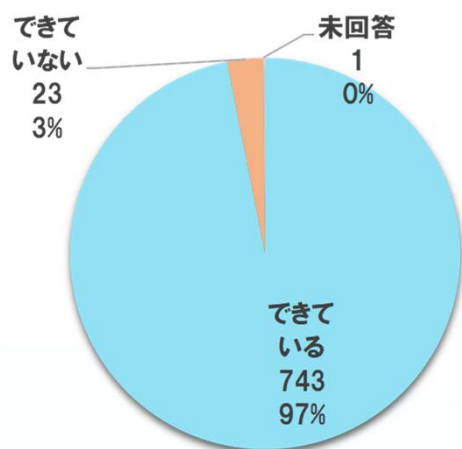
1. マネジメント

③ スタッフが相談しやすい環境づくりができています。

(心身の不調、社会生活での不安に対して相談できる窓口(担当者)がいる。)

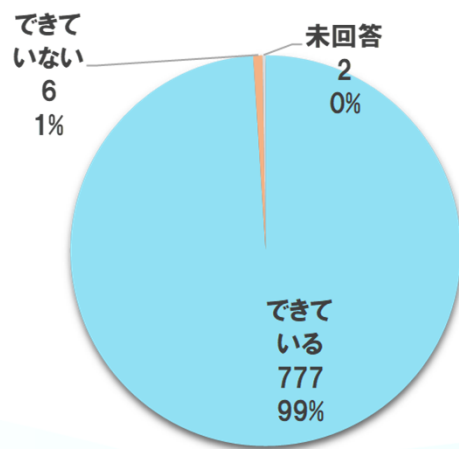
障害サービス事業所 約97%、高齢サービス事業所 約99%と数多くの事業者様でスタッフのケア・サポートを徹底されています。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(有効な環境づくり)

- ・相談窓口の設置、定期的な面談、上長への相談
- ・外部のメンタルヘルス受診

(環境づくりができていない主な理由)

- ・窓口を作っていない

【1】巡回訪問の実施結果報告について

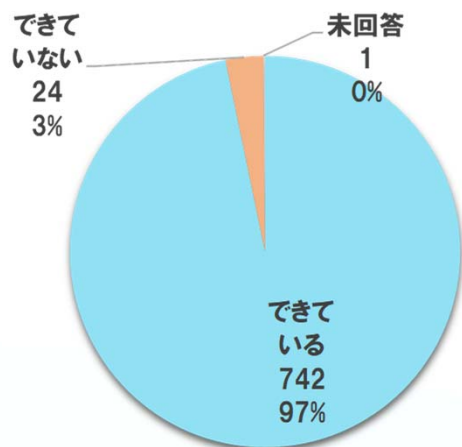
1. マネジメント

④ スタッフ名簿が作成されている。

(非常勤、委託業者、ボランティアを含む。年齢、性別、勤務内容などの情報を把握している。)

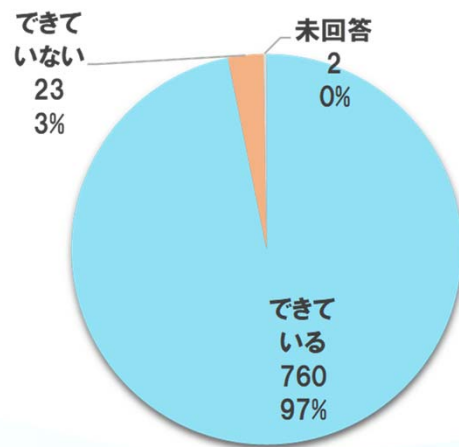
障害サービス事業所、高齢サービス事業所とも約97%と、数多くの事業者様で管理を徹底されていますが、ボランティア等の把握まではできていないところも見受けられます。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(有効な名簿の作成方法)

- ・シフト表の活用
- ・履歴書の保管
- ・介護ソフト

(名簿がない主な理由)

- ・個人情報保護のため
- ※委託業者、ヘルパー等は把握していないというご意見もあり。

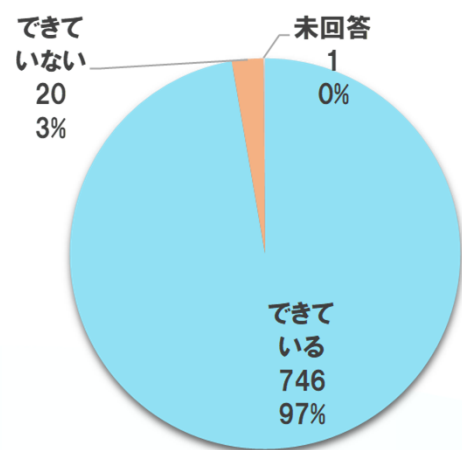
【1】巡回訪問の実施結果報告について

1.マネジメント

⑤ スタッフの体調不良時における欠勤体制においても対策が想定されている。

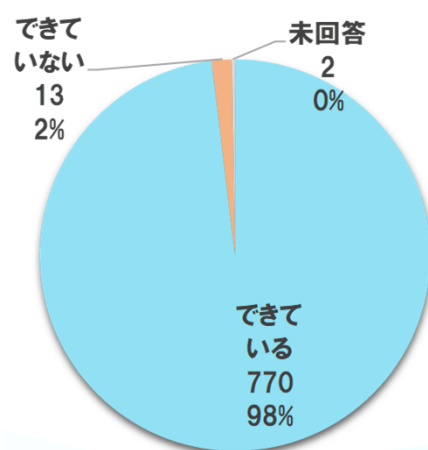
障害サービス事業所 約97%、高齢サービス事業所 約98%と対策を想定されていますが、シフト調整等において限界ギリギリで対応されているところも多く見受けられます。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(主な勤務体制)

- **ユニット型のシフト体制**
- **臨時職員の採用**
- **他施設と協力**
- **2週間に1度のPCR検査**
- **体調管理チェック表で症状確認の上、シフト管理**
- **欠員に対する業務縮小**

(対策が想定されていない主な理由)

- **人員に余裕がない**

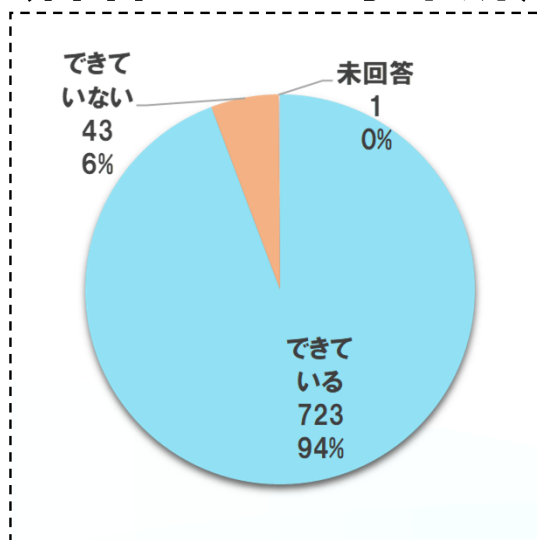
【1】巡回訪問の実施結果報告について

1. マネジメント

⑥ 兼業(兼務)の状況を把握している。

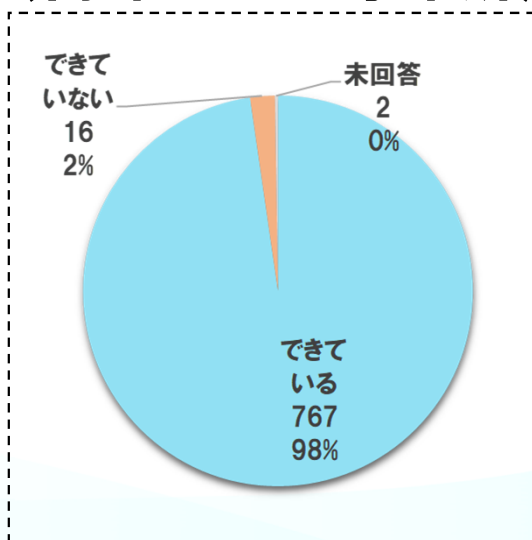
障害サービス事業所 約94%、高齢サービス事業所 約98%と数多くの事業者様で兼業は把握されていますが、派遣、ボランティアの方に関しては把握できていないところも見受けられます。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(主な把握方法)

- 兼業の報告や届出の提出遵守

(兼業の状況が把握できていない主な理由)

- 個人情報保護の兼ね合い
- 非常勤のため
- 兼業先までは把握できない

【1】巡回訪問の実施結果報告について

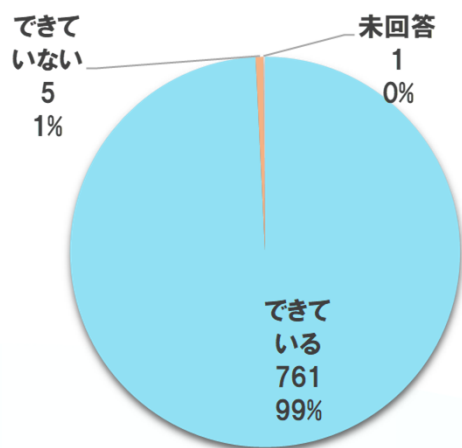
2.職員への対応

⑦マスクを正しく着用している。

(鼻を出さない、サージカルマスクの上にN95マスクをしない)

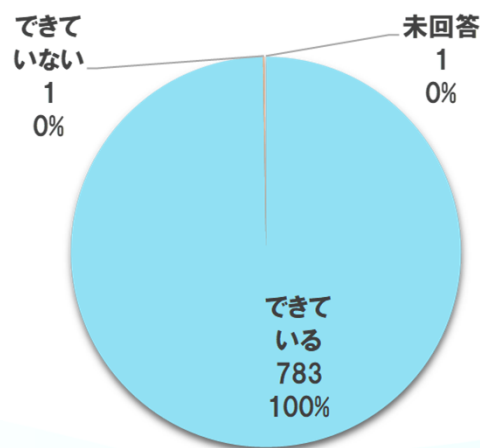
障害サービス事業所 約99%、高齢サービス事業所 約100%とほぼ全事業者様でマスク対応を徹底されています。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(着用ができている場合の主なご意見)

- ・市の案内を共有できている
- ・マニュアル作成、研修を実施

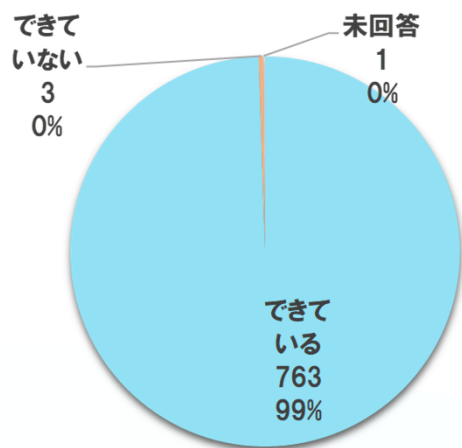
【1】巡回訪問の実施結果報告について

2.職員への対応

⑧施設に入る時、介護の前後など、手指衛生(アルコール消毒・手洗い)を徹底している。
(アルコールは適切な量を使用する)

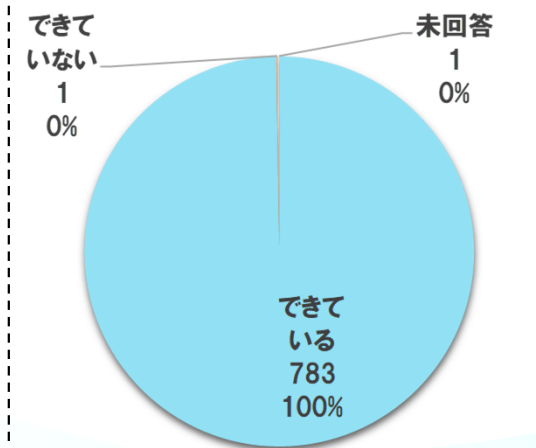
障害サービス事業所 約99%、高齢サービス事業所 約100%とほぼ全事業者様で手指衛生対策を徹底されています。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(手指衛生の主な徹底方法)

- ・ワンケア、ワンプッシュ
- ・各自で消毒液を携帯

(手指衛生が徹底されていない主な理由)

- ・手荒れがあるので、アルコールは使用できない

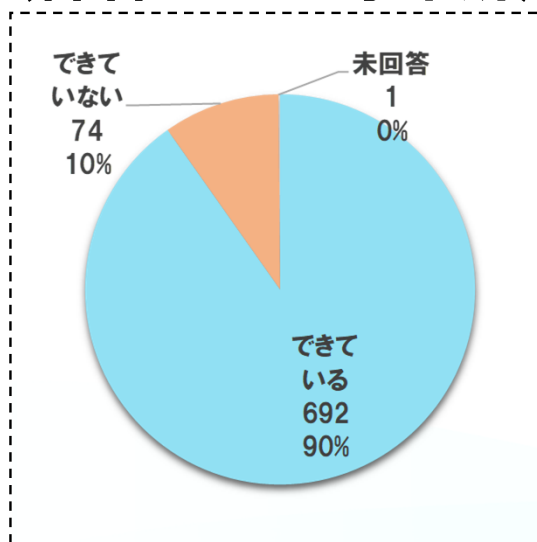
【1】巡回訪問の実施結果報告について

2.職員への対応

⑨休日を含め、出勤前の検温や体調確認(異常なしも含め)を徹底している。
有症状者には受診させている。またそれを記録し、適切に管理している。

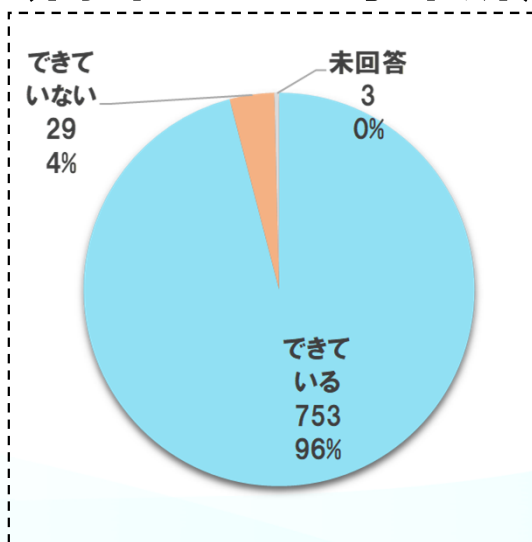
障害サービス事業所 約90%、高齢サービス事業所 約96%と数多くの事業者様で対応を徹底されていますが、休日の検温や、記録に残していないところも見受けられます。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(有効な健康管理方法)

- 記録表を活用
- 検温報告を実施

(健康管理が十分にできていない主な理由)

- 記録はとっていないが報告はうけている
- 熱があったときのみ休日も報告

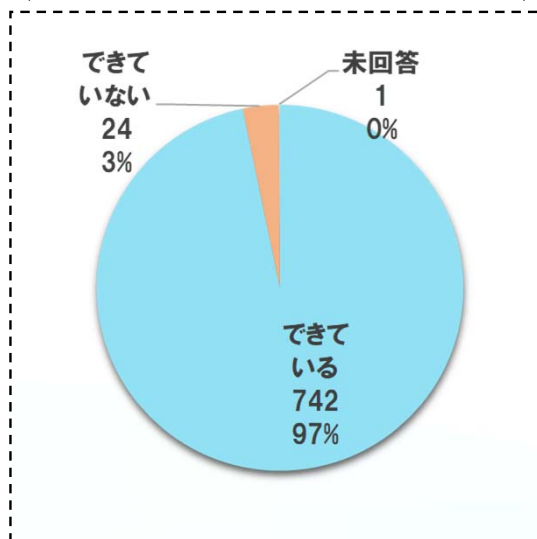
【1】巡回訪問の実施結果報告について

2.職員への対応

⑩ 食堂や詰所でマスクを外して飲食する場合、黙食し、他のスタッフと一定の距離を保っている。

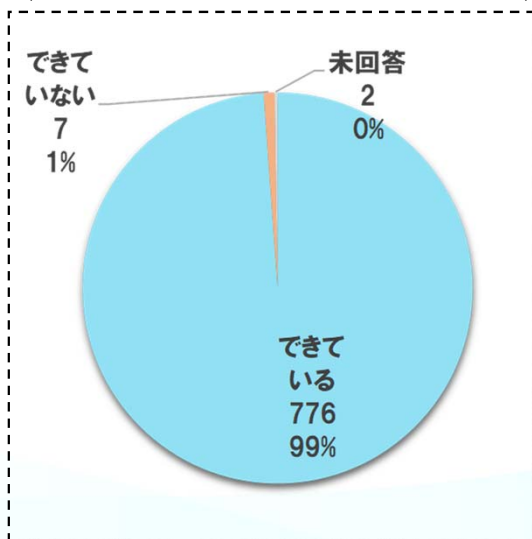
障害サービス事業所 約97%、高齢サービス事業所 約99%と数多くの事業者様で一人での食事や、複数の場合はアクリル板を使用するなどの対応を徹底されています。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(飲食時の主な感染防止対策)

- 一人で食事
- 食事時間、場所の分散
- パーテーション、アクリル板を使用
- 背合わせで食事、並んで食事はしない など

(飲食時の対策ができていない主な理由)

- 利用者と一緒に食事するため声かけ等をする必要がある
- 広くない

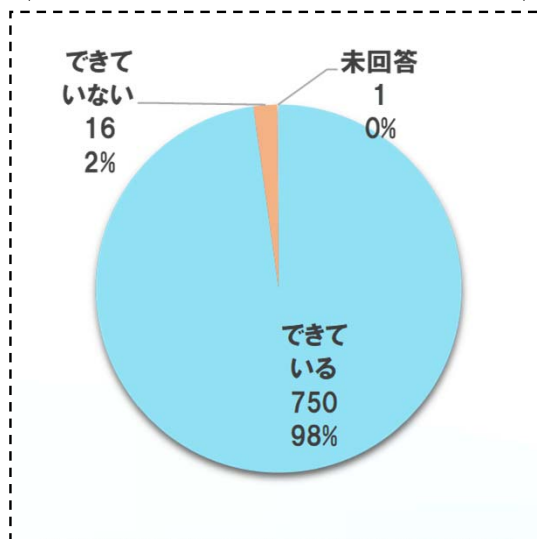
【1】巡回訪問の実施結果報告について

2.職員への対応

⑪ マスク、消毒液、手袋、フェイスシールド／ゴーグル、ガウンなど、衛生用品は確保できている。

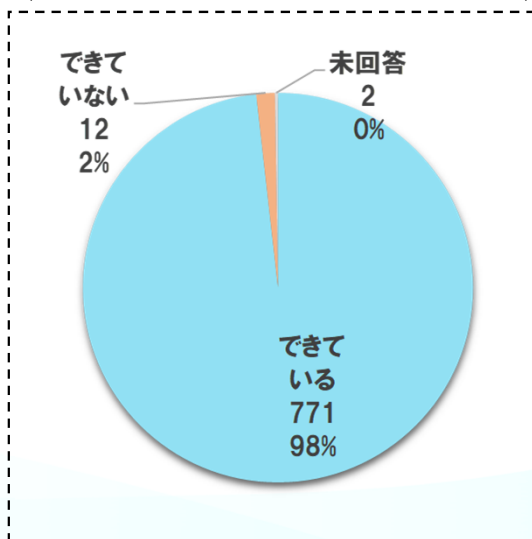
障害サービス事業所、高齢サービス事業所とも約98%と、数多くの事業者様で確保できていますが、在庫数量に偏りがあり、備品によっては入手困難に直面されているケースが多いようです。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

（衛生用品の確保・管理の主な方法）

- 定期的な在庫管理
- 定期購入
- 横浜市からの配付
- 事務所同士協力しあって必要数準備
- 手袋(ゴム製)足りない時はビニール手袋で代用

（衛生用品が確保できていない主な理由）

- 品不足のため
- 在庫にお金をかけられない

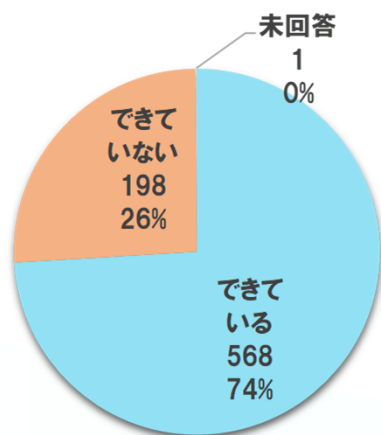
【1】巡回訪問の実施結果報告について

2.職員への対応

⑫PPEの適切な着脱について、研修を行い、随時確認を行っている。

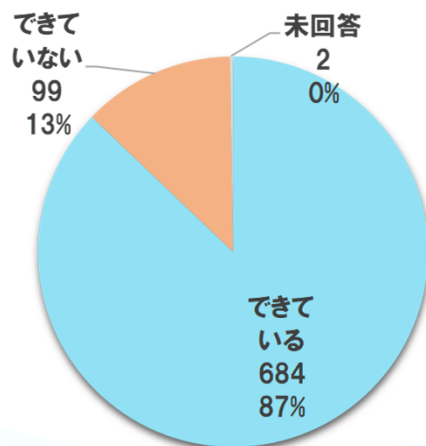
障害サービス事業所 約74%、高齢サービス事業所 約87%と、責任者のみ研修をしている、または動画視聴のみで済ませ、研修が十分実施できていないところも見受けられます。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

（PPE着脱の研修に関するご意見等）

- ・保土ヶ谷区のビデオがわかりやすい
- ・社用のiPhoneで視聴可能

（PPE着脱の研修ができていない主な理由）

- ・研修する機会、時間、場所がない
- ・使用する機会がない
- ・マンツーマンで指導している
- ・コロナ禍でスタッフを集められない

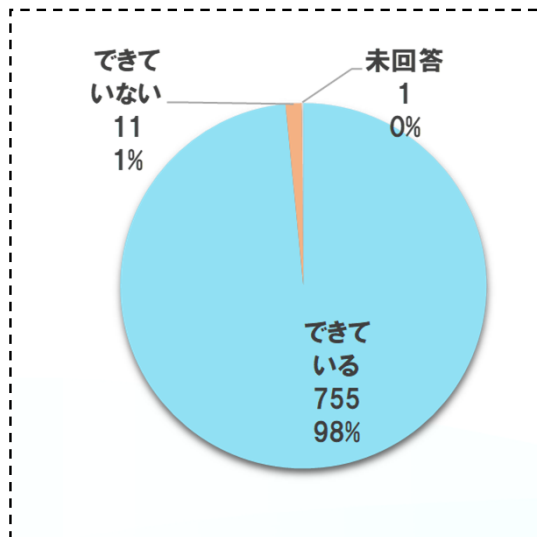
【1】巡回訪問の実施結果報告について

3.利用者への対応

⑬利用者は、毎日の検温を含めた体調確認を徹底している。
発熱や症状がある場合、施設の利用を断り、受診を勧めている。

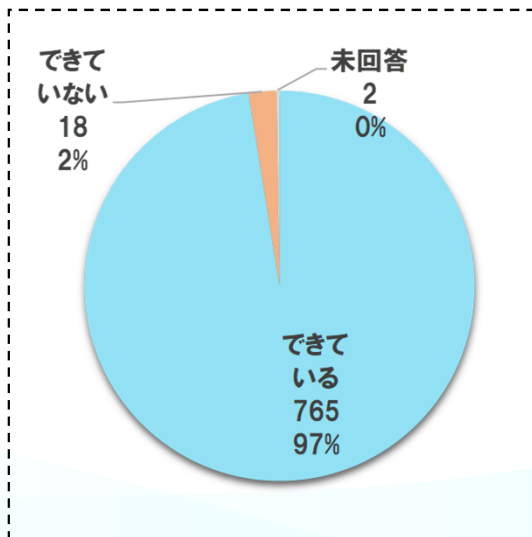
障害サービス事業所 約98%、高齢サービス事業所 約97%と数多くの事業者様で利用者の体調確認を徹底されています。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

（有効な健康管理方法）

- 入居者は記録表に記入
- 定期的に受診、往診
- 短期入所利用者等は必ず検温

（利用者の健康管理がされていない主な理由）

- 入居施設のため

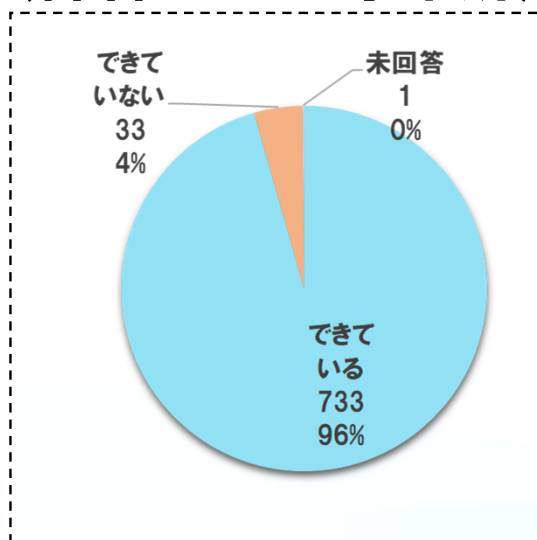
【1】巡回訪問の実施結果報告について

3.利用者への対応

⑭対応可能な利用者に対して、マスク着用を促している。

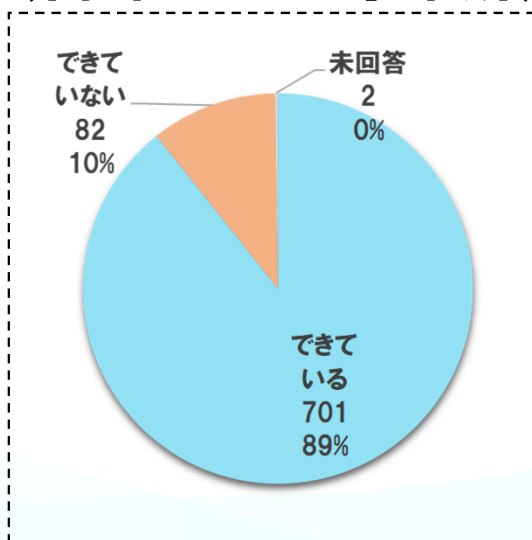
障害サービス事業所 約96%、高齢サービス事業所 約89%と、大半の方は着用していただいておりますが、認知症の方の着用は現実的に難しいようです。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

（有効な利用者のマスク着用方法）

- ・マスクが無理ならフェイスシールドを着用
- ・周りの人が着用すると着用する

（利用者へのマスク着用ができていない主な理由）

- ・認知症の方は外してしまう
- ・生活の場なので外出以外は着用なし

【1】巡回訪問の実施結果報告について

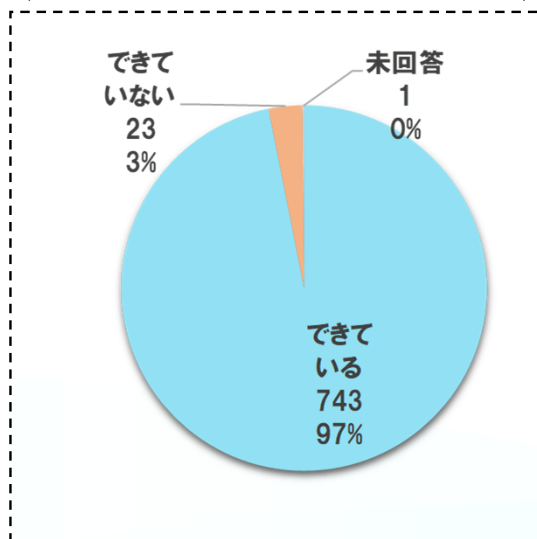
3.利用者への対応

⑮ 共有スペースでの活動などの前後に、利用者が手指衛生(アルコール消毒・手洗い)を行っている。

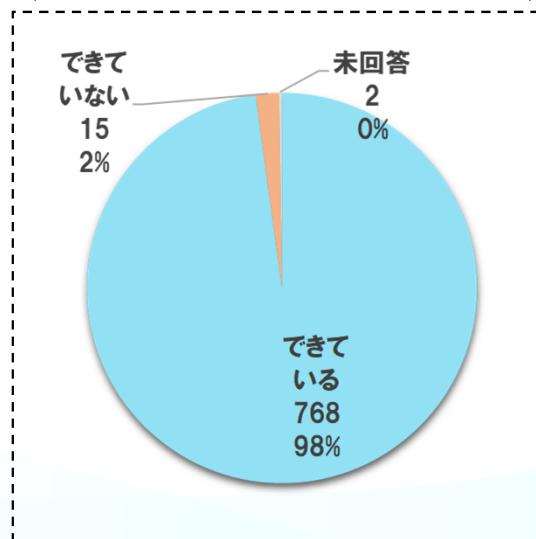
障害サービス事業所 約97%、高齢サービス事業所 約98%と数多くの事業者様で手指衛生を徹底されています。

〈障害サービス事業所〉

〈高齢サービス事業所〉



N=767



N=785

(有効な利用者の手指衛生方法)

- **スタッフが一人ひとりの手にプッシュしている**
- **空間と時間を分けて工夫**
- **声がけし、必ず目視して実施**
- **アルコールが出来ない人はおてふき対応**

(利用者の手指衛生ができていない主な理由)

- **常に共有スペースにいるため**
- **重度の障害のため**

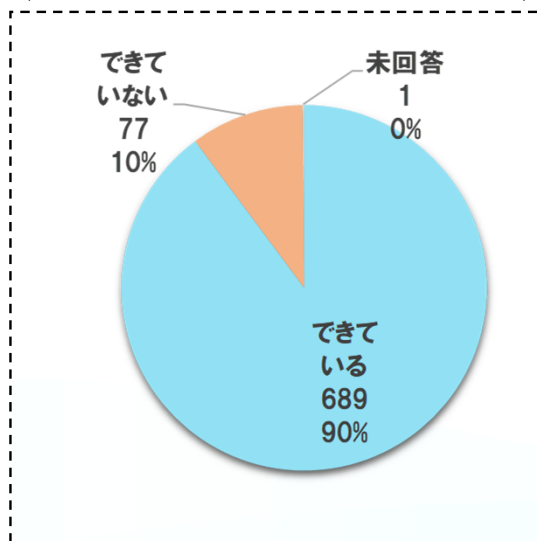
【1】巡回訪問の実施結果報告について

3.利用者への対応

**⑩食事は、時間や会場を分散するなど、集合人数を少なくして密集を避けている。
向かい合って座らず、一定の距離を確保している。
食事中的利用者の席順を記録している。**

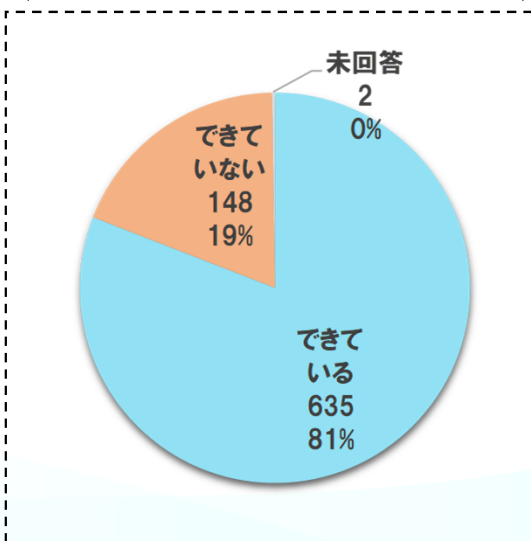
障害サービス事業所 約90%、高齢サービス事業所 約81%で、座席を固定しているため記録をしていないところも多く見受けられます。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(有効な利用者の飲食時の感染対策)

- 座席を固定
- 換気で工夫、アクリル板等の利用
- 居室で食事、食事前も入口で検温 など

(利用者の飲食時の感染対策が難しい
主な理由)

- 時間をずらせない
- スペース的に対応出来ない
- パーテーションは危ないため使用できない
- 生活習慣をズらすのは難しい

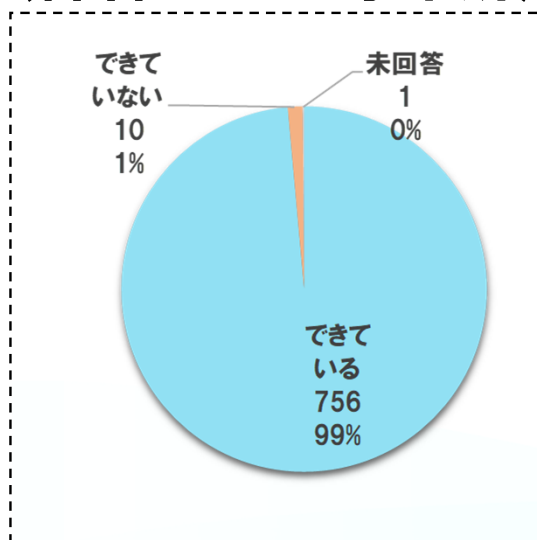
【1】巡回訪問の実施結果報告について

3.利用者への対応

⑰レクリエーションなど多数の利用者が集まる場合、感染対策を徹底している。

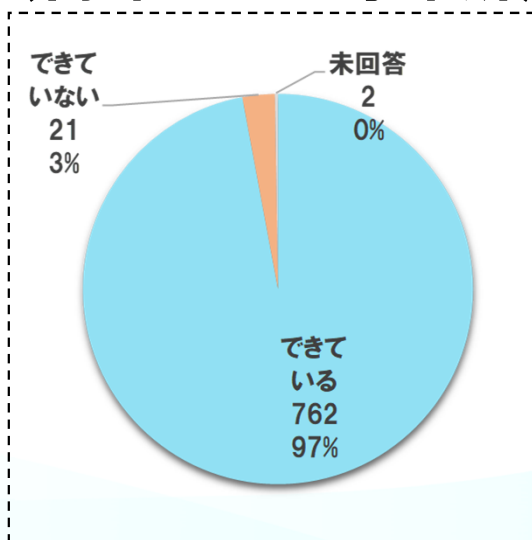
障害サービス事業所 約99%、高齢サービス事業所 約97%と数多くの事業者様で対応を徹底されており、レクリエーションの中止により感染リスクを減らすなどされているところが多い状況です。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

（有効な利用者が集まる場面での感染対策）

- ・レクリエーションを中止
- ・時間を短くして実施
- ・少人数で実施
- ・内容を変更し、飛沫飛ぶものは避ける
- ・換気の実施、空気清浄機を使用
- ・CO₂濃度の測定

（利用者が集まる場面での感染対策が十分できていない主な理由）

- ・常に集合している

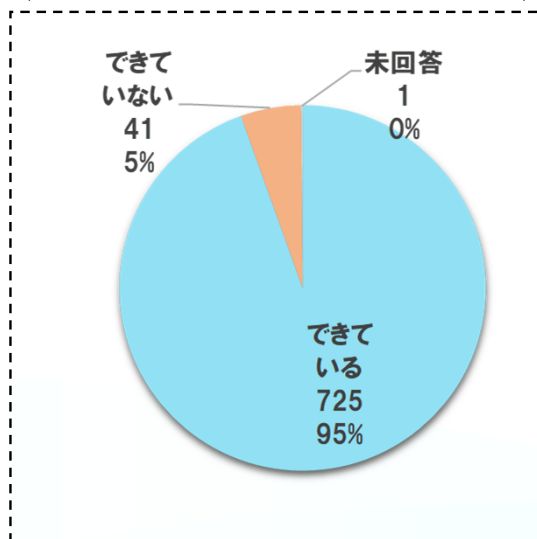
【1】巡回訪問の実施結果報告について

4.環境への対応

⑱施設入口、食堂、休憩室、更衣室、トイレなど、各所に消毒用アルコールを設置している。設置できない場合、常に使用できるように個人で携帯している。

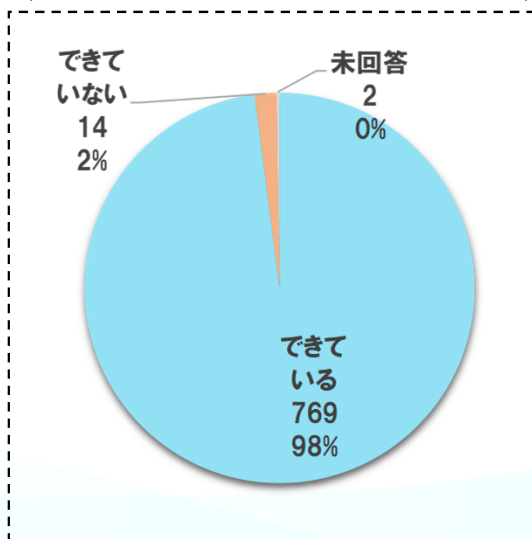
障害サービス事業所 約95%、高齢サービス事業所 約98%と数多くの事業者様で対応を徹底されていますが、誤飲等の恐れもあるため、トイレには設置していないところが多く見受けられます。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(消毒液を設置している施設の主なご意見)

・携帯用を配布

(消毒液の設置ができていない主な理由)

・誤飲してしまうなど危険を伴う

・持って帰ってしまう

・時間を決めて消毒をしているため

・トイレでは手洗い

【1】巡回訪問の実施結果報告について

4.環境への対応

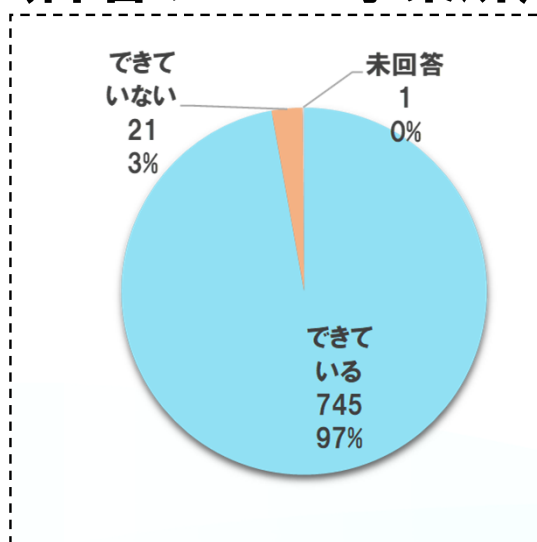
⑱ 複数の人が共有するものを、1日1回以上消毒している。

(廊下の手すり、机や椅子、ベッド柵、家具、パソコン、エレベーターのボタン、手すり、ドアノブなど)

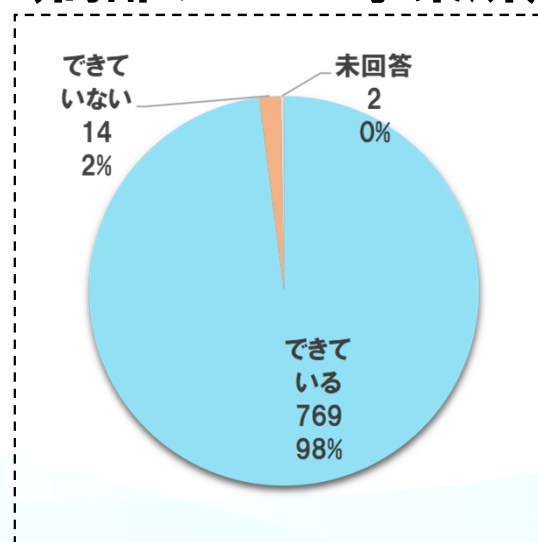
障害サービス事業所 約97%、高齢サービス事業所 約98%と数多くの事業者様で消毒を徹底されていますが、1日1回できていない場所もあるというところも見受けられます。

〈障害サービス事業所〉

〈高齢サービス事業所〉



N=767



N=785

(有効な共有物の消毒)

- 人の出入りの都度実施
- 消毒チェック表や日報に記入
- 時間を決めて消毒を実施
- 清掃スタッフ(外部業者等)が実施
- 持続剤を使用

(共有物の消毒ができていない主な理由)

- (個別ではしているが)すべての場所はできていない
- 決めていない

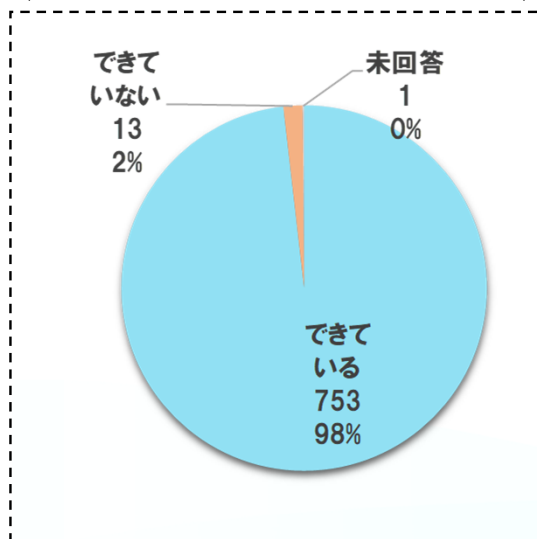
【1】巡回訪問の実施結果報告について

4.環境への対応

⑳消毒用アルコールの濃度(70%以上)、使用期限が守られている。

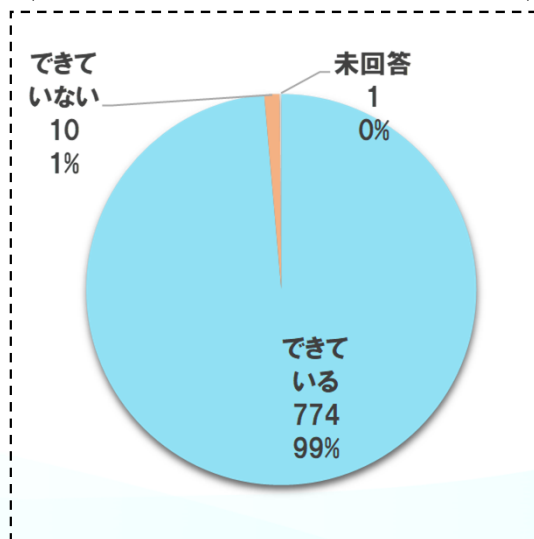
障害サービス事業所 約98%、高齢サービス事業所 約99%と数多くの事業者様でアルコール濃度は徹底されていますが、使用期限は未確認のところも見受けられます。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(基準を守る方法)

- 業者から購入している
- 業者に任せている
- ボトルに開封日を記入

(基準が守られていない主な理由)

- 使用期限の記載がない
- アルコール濃度の記載がない

【1】巡回訪問の実施結果報告について

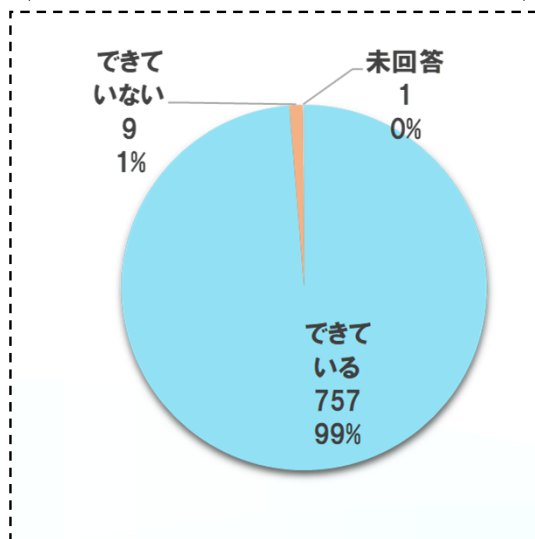
4.環境への対応

②定期的に換気を行っている。

(2方向の窓を開け、数分程度の換気を、1時間に2回程度行うことが有効)

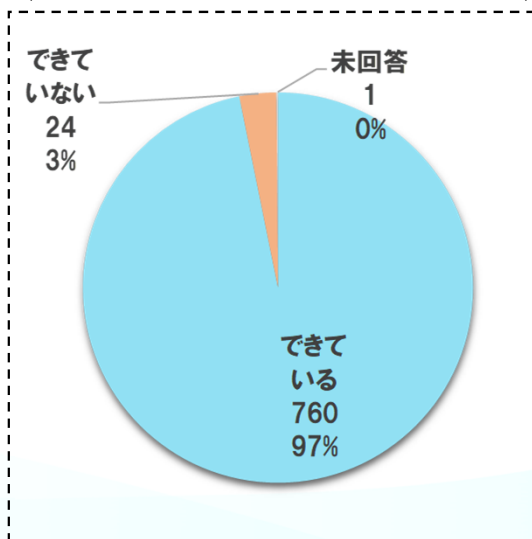
障害サービス事業所 約99%、高齢サービス事業所 約97%と数多くの事業者様で窓の開放や空気清浄機利用で換気を徹底されています。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(有効な換気方法)

- 時間を決めて開けている
- 常時開けているところがある
- 人がいない時間に開けている
- 空気清浄機や自動換気システムを使用
- 換気できない場所は使用中止

(十分な換気ができていない主な理由)

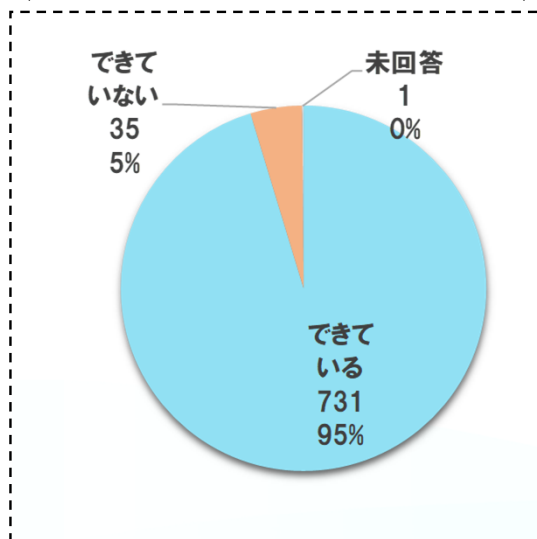
- 認知症の方が出てしまう
- 窓が開けられない(構造上、近所からの苦情)
- 入居者の部屋には入れない

【1】巡回訪問の実施結果報告について 5.面会者、委託業者への対応

②面会者、委託業者など、施設内に立ち入る際は検温し、発熱があれば入館を禁止している。

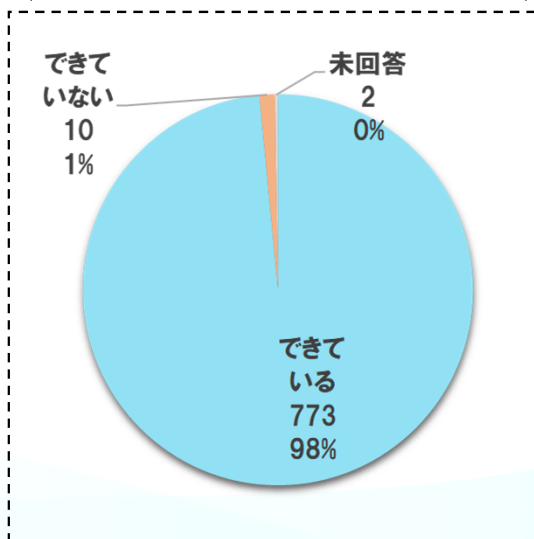
障害サービス事業所 約95%、高齢サービス事業所 約98%と数多くの事業者様で対応を徹底されています。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(適切な対応方法)

- ・面会を制限または禁止にしている
- ・アクリル板越しやオンラインを利用して面会
- ・業者は玄関にて対応

(適切な対応ができていない主な理由)

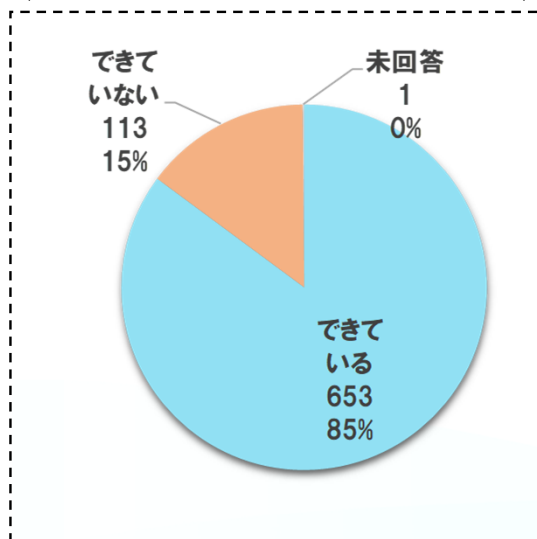
- ・関係者以外は入館なし
- ・規模が小さいため

【1】巡回訪問の実施結果報告について 5.面会者、委託業者への対応

⑳ 面会者、委託業者など施設内に立ち入る人の氏名、連絡先、健康状態、入館日時などの記録を残している。

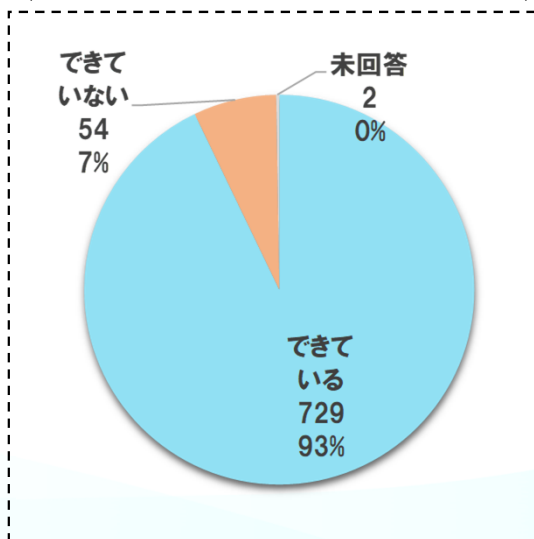
障害サービス事業所 約85%、高齢サービス事業所 約93%と数多くの事業者様で対応を徹底されていますが、面会者などがいないところも多く見受けられます。

〈障害サービス事業所〉



N=767

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(適切な対応方法)

- 管理表や日誌で記録
- 予約制にしている
- 5分以上滞在しそうな人のみ記録
- 顔認証システムを導入

(適切な対応ができていない主な理由)

- 住居のため
- 部外者の立ち入りはない
- 業者はいつも同じ人が来る
- 健康チェックはしていない

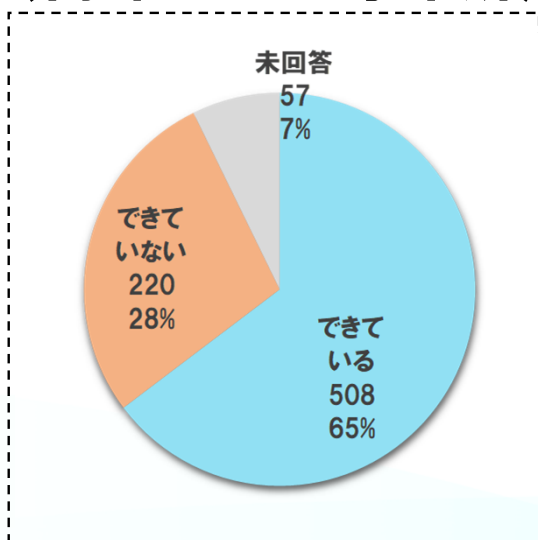
【1】巡回訪問の実施結果報告について

※高齢サービス事業所のみ

②4 業務継続計画(BCP)を作成している。

約65%と過半数で作成されていますが、多くの事業者様で作成に苦慮されています。

〈高齢サービス事業所〉



N=785

(計画の主な作成方法)

- ・厚労省のものを基に作成
- ・マニュアルに沿っている

(計画が作成できていない主な理由)

- ・本社、本部での作成待ち
- ・応援先などが決まっていない
- ・施設毎にタイプが違うため
- ・全てにおいて完全にやるのは難しい
- ・BCPを知らなかった

**新型コロナウイルス感染防止における
障害及び高齢サービス事業所への
衛生管理に関する巡回訪問**

【2】事業者からの御質問・御要望について

横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部
高齢施設課 茂垣 朋子
横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部
介護事業指導課 阿相 啓吾

【2】事業者様からの御意見・御要望について

〈特に多かった御意見・御要望〉 ※抜粋

1.感染時の対応等に関する御意見・御要望 (3問)

2.訪問先施設における

事業継続、運営上の課題、お悩みごと等(1問)

3.自治体・関係機関等の

施策・活動に関する御意見・御要望 (6問)

【2】事業者様からの御質問・御要望について

1.感染時の対応等に関する
御意見・御要望

①感染者発生時の対応窓口など

感染者が出てしまった場合の行政の窓口設置、サポート、および保健所窓口を含む対応の統一化をお願いしたい。
また、有事の事態において土・日の連絡が繋がらない為、対応が遅くなってしまう。土・日祝日でも連絡が繋がる仕組みを作してほしい。
(例えば専用ダイヤル等)

高齢・障害 共通

職員や利用者等で「感染が確認された者」又は「感染が疑われる者」が発生した場合は、メールで状況等をご報告いただいております。所定の報告様式に必要事項を入力しパスワードを設定の上送信いただくようお願いいたします。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

1.感染時の対応等に関する
御意見・御要望

①感染者発生時の対応窓口など

相談窓口について

施設所在区の福祉保健課が窓口になりますのでご連絡ください。

土日の連絡窓口について

土日も含め、相談窓口は施設所在区の福祉保健課となります。

もし、土日祝日に対応が必要と平日中に判明した場合、平日中に福祉保健課に一報して頂けると幸いです。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

1.感染時の対応等に関する
御意見・御要望

②感染者発生時の施設内ゾーニング

感染時の施設内でのゾーニングが難しい。

高齢・障害 共通 〈ゾーニング〉

施設の状況等により、対応が難しい場合も想定されますが、可能な限り次の対応をお願いします。

- 感染症にかかった利用者があるエリアと、そうでないエリアに分けて、感染が拡大しないようにします。
- 職員は各エリアを行き来するのではなく、各エリアの受け持ちを決めます。
- 感染症にかかった利用者が入るエリアの中でも、動線が交差しないように人の動きに注意します。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

1.感染時の対応等に関する
御意見・御要望

②感染者発生時の施設内ゾーニング

- 感染症にかかった利用者が使用した物品等は、そのエリア内で廃棄・消毒ができるようにします。
- 可能であれば、各エリアに職員更衣室を設定することが推奨されます。
- エリアを越えた利用者の移動は行わないようにします。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

1.感染時の対応等に関する
御意見・御要望

【参考】

★「高齢者施設向け「ゾーニング」の考え方について（横浜市HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/keizokushien.html>

【2】事業者様からの御質問・御要望について

1.感染時の対応等に関する
御意見・御要望

【参考】

★介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）
作成支援に関する研修（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kai
go_koureisha/douga_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kai
go_koureisha/douga_00002.html)

★障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）
作成支援に関する研修（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kai
go_koureisha/douga_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kai
go_koureisha/douga_00003.html)

【2】事業者様からの御質問・御要望について

1.感染時の対応等に関する
御意見・御要望

③感染者発生時の支援など

感染者が出た場合のサポートをしてほしい(人員・物品・資金援助等)。

高齢・障害 共通

感染者が発生した場合等で、その対応に要した「かかり増し経費」について補助する事業を行っています。詳細は以下のホームページをご参照ください。

また、感染防止対策で必要な物資については、事業所・施設で備蓄を行っていただくよう通知を行っているところですが、感染者が発生した場合は、事業所の状況等について、本市へご連絡をいただき、物資に不足がある場合、衛生物資の支援をさせていただいております。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

1.感染時の対応等に関する
御意見・御要望

【参考】

★横浜市新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業、ほか

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/>

★令和3年度横浜市新型コロナウイルス障害福祉サービス
継続支援事業等補助金、ほか

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/>

【2】事業者様からの御質問・御要望について

3.訪問先施設における事業継続、
運営上の課題、お悩みごと等

④施設の換気

気候や物理的に換気ができない場合の対処方法。
また、24時間換気システムがついていても、窓を開けての換気を定期的にする必要があるのかどうか。そうであればそれは何故なのか？

気候や物理的に換気ができない場合の対処方法

- 窓や扉など、1か所しか風の出口がない場合、出口に向かった対角線上の場所から出口に向けて、扇風機やサーキュレーターで風を送る。
また、人や時間を分けて、室内の密を避ける。共用物品のこまめな消毒を行う。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

3.訪問先施設における事業継続、
運営上の課題、お悩みごと等

④施設の換気

24時間換気システムがついていても、窓を開けての換気を定期的にする必要があるのかどうか

- 常時換気設備(24時間換気システム)が適切な状態で使用されている場合には、窓を開けての定期的な換気は不要と思われますが、部屋の状況において適宜窓を開けることも有効です。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

3.訪問先施設における事業継続、
運営上の課題、お悩みごと等

【参考】

★厚生労働省HP:新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)

建物に組み込まれている常時換気設備や、台所・洗面所の換気扇を常時運転し、最小限の換気量を確保します。(2003年7月以降に着工された住宅には「常時換気設備(24時間換気システム)」が設置されているので、常時換気設備が設置されている場合は常に稼働させましょう。また、定期的にフィルタの掃除を行い、強弱スイッチがある場合は強運転にして換気量を増やすようにしましょう。吸気口的位置にも注意が必要で、家具等でふさぐと効果が落ちてしまいます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

【2】事業者様からの御質問・御要望について

3.訪問先施設における事業継続、
運営上の課題、お悩みごと等

【参考】

★厚生労働省HP:冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

ビル管理法における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、必要換気量(一人あたり毎時 30m^3)を満たすので、「換気が悪い空間」には当てはまらなないと考えられます。

ただし、「換気の悪い密閉空間」はリスク要因の一つにすぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで感染を確実に予防できるわけではないのでご注意ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html

【2】事業者様からの御質問・御要望について

2.自治体・関係機関等の施策・活動に関する御意見・御要望

⑤行政による対応(明確化、即応性など)

行政からの指示、サポートがどこまであるのか、また、対応速度を早めてもらいたいのと、先手を打っての対応をお願いしたい。

高齢・障害 共通

陽性者の行動履歴から施設等への影響が考えられる場合は順次、各区保健所からも陽性者の接触状況等についての調査が行われますので引き続き適切な対応をお願いします。

なお、感染拡大防止に向けて、感染の発生について所管課に連絡があった場合は、個別に施設等の状況を確認したうえで、必要に応じて衛生資材等を緊急的に提供します。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

2.自治体・関係機関等の施策・活動に関する御意見・御要望

⑥感染症に関する告知・広報活動

行政から新型コロナに対しての告知物や、適切な注意喚起などを行ってほしい。

高齢・障害 共通

厚労省や県・市からの通知や共有すべき情報については、施設等の皆さまにできるだけ早くご覧いただけるよう横浜市ホームページへの掲載、メールでの配信を行っていますので、ご確認ください。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

2.自治体・関係機関等の施策・活動に関する御意見・御要望

【参考】

★高齢サービス事業所(横浜市HP)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html>

★障害サービス事業所(横浜市HP)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/>

【2】事業者様からの御質問・御要望について

2.自治体・関係機関等の施策・活動に関する御意見・御要望

⑦現場の状況把握、アドバイスなど

市の職員の方々に施設の現場を見てもらいたい。
各施設の大きさ等の違いによって困っている内容も違うし、何より心身の疲弊度が大きい現状を見て下さい。
また、巡回訪問の中で改善点やアドバイス等がほしい。

高齢・障害 共通

職員の方々には、感染拡大防止に全力で取り組んでいただき、心よりお礼申し上げます。これまでも職員や利用者の方々から様々なご意見をいただいております。今後も施設の皆さまと連携しながら、支援をしてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

2.自治体・関係機関等の施策・活動に関する御意見・御要望

⑧保健所の対応

保健所の対応の改善、機能を充実させてほしい。
また、医療機関との連携や、熱発者が出た場合の環境・人的サポートを支援してほしい。

保健所の対応の改善、機能の充実について

保健所は医療機関から発生届を受理したところから対応が始まります。そのため同施設に複数の患者が出ている場合、クラスターに発展しないよう、施設に訪問指導に伺っていますが、同時多発的に起こると、対応までに時間がかかることがあります。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

2.自治体・関係機関等の施策・活動に関する御意見・御要望

⑧保健所の対応

医療機関との連携、発熱者が出た場合の環境・人的サポートについて

発熱者の全身状態や、医療のひっ迫状況によりますが、入院が必要と判断されるケースでは、保健所が医療機関へつながるように対応していますが、事業所等におけるスタッフなどを含めた人的サポートについては、まずは同じ法人内で調整するなどの対応をお願いいたします。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

2.自治体・関係機関等の施策・活動に関する御意見・御要望

⑨マニュアルの体系化など

各施設ごとのマニュアル作成になってしまっているもので、基準にバラつきがあると思います。基準や線引きの明確なものを行政から出してほしい。出してもらった上で、そこから先は各施設ごとのマニュアルでいけば一定のリスクは下げられるのではないかと思います。

高齢・障害 共通

マニュアル作成については、事業所ごとに異なる対応もあるかと考えます。マニュアルを作成することで感染防止対策をより一層ご検討いただくことにもつながるかと考えます。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。また、本市ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症における感染疑い事例等が発生した際の対応について、フェーズに則した対応例を示していますのでご参照ください。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

2.自治体・関係機関等の施策・活動に関する御意見・御要望

【参考】

★高齢サービス事業所

(横浜市HP)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html>

(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kai-go_koureisha/taisakumatome_13635.html

【2】事業者様からの御質問・御要望について

2.自治体・関係機関等の施策・活動に関する御意見・御要望

★障害サービス事業所

(横浜市HP)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/>

(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

【2】事業者様からの御質問・御要望について

2.自治体・関係機関等の施策・活動に関する御意見・御要望

⑩衛生備品の支援

マスク、フェイスシールド等の支援をしてほしい。
マスクは高性能なものがよい。

高齢・障害 共通

感染防止対策で必要な物資については、事業所・施設で備蓄を行っていただくよう通知を行っているところです。ご対応をお願いします。

なお、感染者が発生し物資に不足がある場合、必要に応じて本市の備蓄物資をご提供いたしますので、あわせてご連絡をお願いします。

【2】事業者様からの御質問・御要望について

その他、事業者様から寄せられたご意見、ご要望ならびにそれらに対する横浜市の方針、対策等に関しましては、下記のURLをご参照ください。

【高齢】https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kourei_junkaihoumon.html

【障害】https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi_junkaihoumon.html

**新型コロナウイルス感染防止における
障害及び高齢サービス事業所への
衛生管理に関する巡回訪問**

【3】今後の流れについて

株式会社ダスキン 岡馬 弘一郎

【3】今後の流れについて

2回目の巡回訪問については、12/13(月)より順次開始

①1回目訪問時のフィードバック

「衛生診断報告書」の配付

◆すべて「○」の事業所

▶ **継続対策の有無を確認**

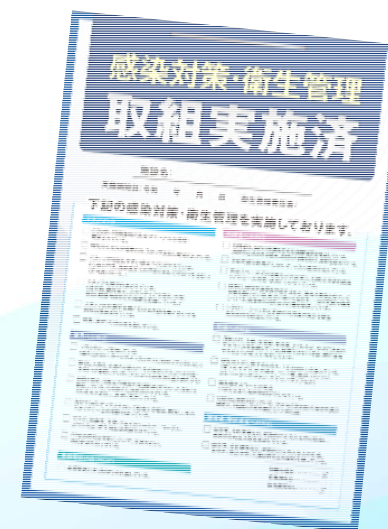
◆すべて「○」でない事業所

▶ **報告書に改善策を記載**

※「**取組実施済**」の配布



※イメージ



【3】今後の流れについて

②手洗い測定チャレンジ

ダスキンの検査・診断システム

「ATP検査」で汚れを数値化し、

清浄度を測定

10秒で数値化



ATP清浄度測定サービス (手指) 評価基準

※評価基準は、ダスキンの推奨値になります

S(優秀)
1000未満

A(良好)
1000以上～
1500未満

B
(洗浄不足)
1500以上～
3000未満

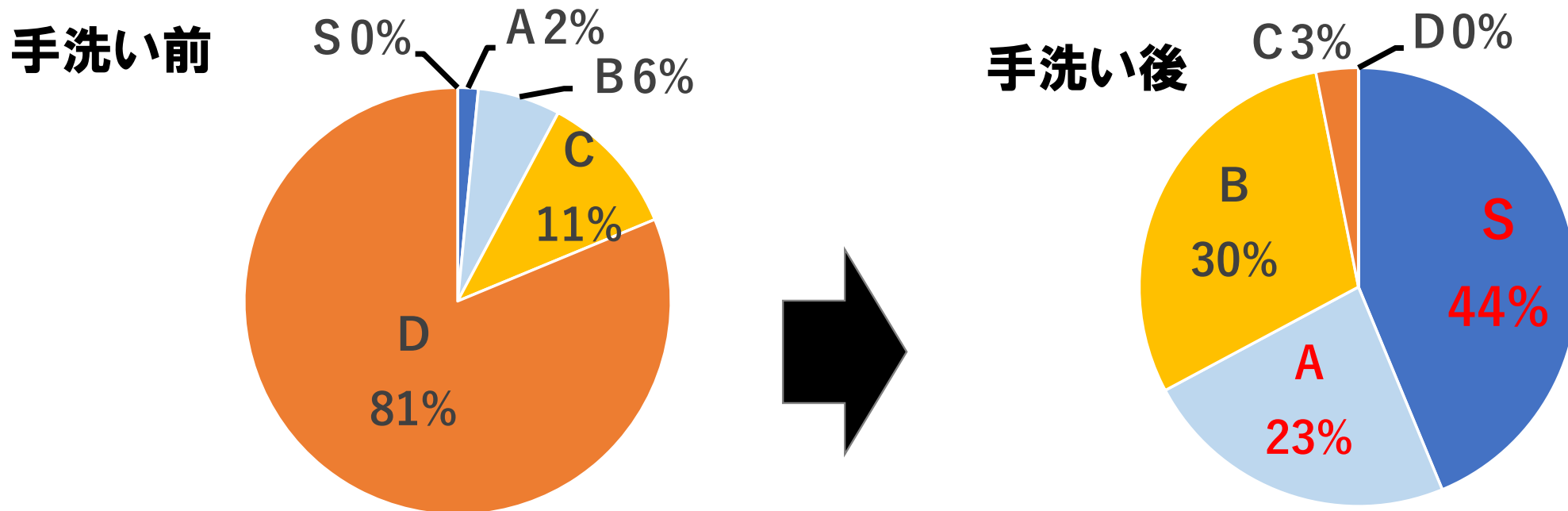
C
(洗浄不良)
3000以上～
5000未満

D
(要改善)
5000以上

(単位：RLU)

【3】今後の流れについて

【1回目の巡回訪問時ATP検査結果】



n = 64	S (優秀)	A (良好)	B (洗浄不足)	C (洗浄不良)	D (要改善)	計
手指測定	1000未満	1000~1500未満	1500~3000未満	3000~5000未満	5000以上	
手洗い前 (人数)	0	1	4	7	52	64
手洗い後 (人数)	28	15	19	2	0	64

約98%が洗浄不足の状況。洗浄後、従来通りの手洗いで約67%が良好

【3】今後の流れについて

1.二回目訪問について

③手洗い測定チャレンジ

施設内で実施されていますが、
数値化することでより日々の
手洗いの仕方を把握して
いただくことができます。



①正しい手洗いチラシ



②手指消毒の方法シール



③手指消毒の方法POP

※デザインはイメージ

**新型コロナウイルス感染防止における
障害及び高齢サービス事業所への
衛生管理に関する巡回訪問**

横浜市からのお知らせ

横浜市健康福祉局 障害福祉保健部
障害施策推進課 施設調整係 内山 博人

◎業務継続計画(BCP)の作成支援について

業務継続に向けた取り組みの強化について、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、**全ての介護サービス事業所、障害サービス事業所を対象に、業務継続に向けた計画(BCP)の策定が義務付けられました。**

(令和6年3月31日までに策定が必要です)

【4】横浜市からのお知らせ

BCPの作成支援

◎業務継続計画(BCP)の作成支援について

施設・事業所における業務継続計画(BCP)の作成を支援するツールとして、研修動画やひな形等が掲載されておりますのでご活用ください。

厚生労働省
作成ツール

【高齢】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



【障害】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html



横浜市障害者支援施設等業務継続計画(BCP)策定支援研修を開催します。

◎開催時期:令和3年12月22日(水)～令和4年1月18日(火) ※全6回オンラインにて開催

◎詳細は下記URLを参照

【障害】

https://www.kanafuku.jp/services/syogaifukushi/bcp_yokohama.html



**新型コロナウイルス感染防止における
障害及び高齢サービス事業所への
衛生管理に関する巡回訪問**

◆◆ 第1回 報告会 ◆◆

令和3年12月10日(金) 10:00~11:00

横浜市健康福祉局

障害施策推進課

高齢施設課

介護事業指導課

株式会社ダスキン